環循規発第 1910112 号 環循施発第 1910111 号 令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について (通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

PCB 廃棄物については、主に廃重電機器等を中心に処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等の PCB 廃棄物の該当性については、これまで「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」(環廃産発第 040217005 号) において通知した考え方に沿って、判断されてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として廃油以外の多様な低濃度 PCB 汚染物の処理が進められてきており、PCB 汚染物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号ロに定めるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成30年度低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第26回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外のPCB汚染物等(PCB汚染物並びにPCBに汚染された廃油、廃酸、廃アルカリ及びその他の物質)のPCB廃棄物の該当性の判断基準について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめ、本年3月28日付通知「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」(環循規発第1903283号・環循施発第1903281号)においてお示ししたところである。

同通知においては、分析方法について、「分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第3版)」(平成29年4月環境省)で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環

境省で検討し、今後通知する。」としていたところであり、今般、技術的検討の結果、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」を取りまとめるに至ったため、同通知を廃止するとともに、改めて下記のとおり通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1. PCB 廃棄物の処理においては、処理物の判断基準の設定において考慮されているリスクの考え方が基礎となっているため、PCB 汚染物等の該当性判断基準の設定についてはこの考え方を踏襲し、別表のとおり原則として処理物の判断基準と同じ数値を PCB 汚染物等の該当性の判断基準とする。
- 2. 上記1.に加えて、例外的に、塗膜くずに代表されるような PCB を含有する廃棄物であり、PCB を含む油が自由液<sup>(注)</sup> として明らかに存在していない場合については、PCB の含有濃度が 0.5mg/kg 以下となる場合は、PCB 汚染物に該当しないものと判断するものとする。こうした PCB を含む油が自由液として明らかに存在していない場合としては、塗膜くず、少量の低濃度 PCB 汚染油が染み込んだもの(紙くず、木くず又は繊維くず)等とする。
- 3. 既に発出した「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」(環廃産発 第 040217005 号)において、PCB 廃棄物の該当性判断基準が示されている廃重電機器等 については、従前どおりの基準を適用する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条の 4 第 5 号ル (8) において定める特定の工 場又は事業場で排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについても、従前どおりの運用と する。
- 4. 分析方法については、別表に提示したものとする。

注: PCBを含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCBを含む油が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。

(以上)

## (別表)

対象	形態	卒業基準	PCB 汚染物等ではな	分析方法
,,,,,,,	712 72.	1 71444	いことの判断基準	30 0130 12.
廃油	当該廃油に含まれる	0.5 mg/kg以下	同左	・告示第 192 号(注2)別表第二
) LIM	もの	0.0 mg/ mg//	1.42	<ul><li>・告示第 192 号別表第三の第一</li></ul>
	0.00			<ul><li>・簡易測定法マニュアル(注3)</li></ul>
 廃酸、廃	当該廃酸、廃アルカ	0.03 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号 (注 4)
アルカリ	リに含まれるもの	0. 00 mg/ L 5/(	11.42.	3696/1 [17/9] 10 /J (EL 1)
アプラ	付着し、又は封入さ	0.5 mg/kg超の PCB が含まれ	同左	・ ・告示第 192 号別表第三の第二
光ノノ	れたもの	た油が付着していないこと	HJZL.	・告示第 192 号別表第三の第三
	10/200	た何が引きしていないこと	   含有濃度 0.5mg/kg	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法
			以下(注1)	(注5)
金属くず	付着し、又は封入さ		同左	・告示第 192 号別表第三の第二
並偶\9	れたもの	た油が付着していないこと	川江	・告示第 192 号別表第三の第三 ・告示第 192 号別表第三の第三
Marit III			= <del>-</del>	
陶磁器	付着したもの	0.5 mg/kg超の PCB が含まれ	同左	・告示第 192 号別表第三の第二
くず	NA	た油が付着していないこと		・告示第 192 号別表第三の第三
紙くず	塗布され、又は染み	検液中の濃度が 0.003 mg/L	同左	・告示第 192 号別表第四
	込んだもの	以下		
			含有濃度 0.5mg/kg	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法
			以下(注1)	
木くず、	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L	同左	・告示第 192 号別表第四
繊維くず		以下		
			含有濃度 0.5mg/kg	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法
			以下(注1)	
コンクリ	付着したもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L	同左	・環境庁告示第 13 号
ートくず		以下		
汚泥	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L	同左	・環境庁告示第 13 号
		以下		
			含有濃度 0.5mg/kg	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法
			以下(注1)	
その他		検液中の濃度が 0.003 mg/L	同左	・環境庁告示第 13 号
		以下		

注1: PCB を含む油が自由液としては明らかに存在していない場合に限る。

注2: 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192

号)

注3: 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル(第3版)平成23年5月環境省

注4: 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」昭和48年2月環境庁告示第13号

注5: 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第4版)令和元年10月 環境省